

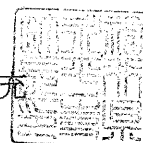
永平寺町告示第 178 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり本町の区域内の字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、告示の日から生ずる。

令和 2 年 8 月 4 日

永平寺町長 河 合 永 充



次の区域を、山王 11 字東小島に編入する。

山王	7 字 南小島	43 番 1 43 番 3